

第44号議案

中野区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和5年6月20日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

扶養手当の支給の要件等について、規定を整備する必要がある。

中野区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(中野区職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 中野区職員の給与に関する条例(昭和26年中野区条例第16号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「次に」を「、次に」に改め、同項第1号中「もの」を「者」に改め、「同じ。)」の次に「又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。)」の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)」を加える。

第10条の3第1項第2号中「(配偶者の)」を「又はパートナーシップ関係の相手方(配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも)」に改める。

第11条の2第1項及び第2項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

(中野区職員の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 中野区職員の旅費に関する条例(昭和26年中野区条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(定義)」に改め、同条第1項中「次の」を「、次の」に、「当該」を「、当該」に改め、同項第6号中「同じ。)」の次に「、パートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。)」の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)」

を加え、「配偶者及び」を「配偶者、パートナーシップ関係の相手方及び」に改める。

(中野区職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 中野区職員の退職手当に関する条例(昭和32年中野区条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「ものと」を「者と」に改め、同項第1号中「含む。）」の次に「又は職員の死亡の当時において、パートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。）」の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)であつた者」を加える。

第11条第1項中「(再任用職員等及び任期付短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。))」を削る。

第13条第8項第2号中「含む。))」を「含む。第5号において同じ。))又はパートナーシップ関係の相手方」に改め、同項第5号中「、指示した」を「指示した」に、「同条第2項」を「その者及びその者により生計を維持されている同居の親族又はパートナーシップ関係の相手方の移転に通常要する費用を考慮した同条第2項」に改める。

(中野区職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 中野区職員の育児休業等に関する条例(平成4年中野区条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条の3第2号中「同じ。))」の次に「又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。))の相手方(以下「パート

ナーシップ関係の相手方」という。)」を加え、同条第3号ア及びイ中「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第2条の4第1号及び第2号中「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第3条第5号、第4条及び第8条第7号中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第18条第1項中「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

(中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 次に掲げる条例の規定中「同じ。)で」を「同じ。)又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。)の相手方で」に改める。

(1) 中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成10年中野区条例第1号)第9条の2第1項及び第2項

(2) 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年中野区条例第13号)第11条第1項及び第2項(中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年中野区条例第14号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「同じ。)」の次に「又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継

続的に協力し合うことを約した２者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める２者間の関係をいう。）の相手方」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（中野区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 中野区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年中野区条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第11項中「引き続き」の次に「、配偶者を有しない場合（中野区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年中野区条例第 号）の施行の日以後にあっては、配偶者及びパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した２者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める２者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）のいずれも有しない場合）で、かつ」を加える。

附則第12項中「が配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附則第14項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を、「生じた日」の次に「（中野区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年中野区条例第 号）の施行の前日にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、同日）」を加える。

（中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

3 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(平成30年中野区条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「引き続き」の次に「、配偶者を有しない場合(中野区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和5年中野区条例第 号)の施行の日以後にあっては、配偶者及びパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)のいずれも有しない場合)で、かつ」を加える。

附則第4項中「が配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附則第6項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を、「生じた日」の次に「(中野区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和5年中野区条例第 号)の施行の前日にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、同日)」を加える。